

# 建設残土受入れ



TOMMY TRANSPORTER

## 適正な残土処理を推進致します。



### ●建設残土受入れ（宮城県東松島市新田字小屋）

宮城県では、土砂の崩落等による災害の発生の防止を図り、県民の安全を確保するため、2019年（令和元年）12月に「土砂等の埋立て等の規制に関する条例」を制定しました。

当社では、いち早く許可手続きを行い、土砂条例の許可取得宮城県内第2号となっております。

受入れ残土に関しては、お気軽にお問い合わせ下さい。

### 【概要】

- ・登録番号 宮城県（循社）指令第63号
- ・埋立て等の場所 宮城県東松島市新田字小屋 17番 外
- ・埋立て等面積 7,883 m<sup>2</sup>
- ・埋立て等の量 20,105 m<sup>3</sup>

宮城県（循社）指令第63号  
宮城県東松島市高松字西風71番地  
トミー・トランスポーター株式会社

土砂等の埋立て等許可書

令和2年9月25日付けで申請のあった土砂等の埋立て等については、土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年条例第74号）第11条の規定により下記のとおり許可します。

令和2年12月21日

宮城県知事 村井 嘉浩

記

- 1 埋立て等区域の位置  
宮城県東松島市新田字小屋17番、19番、21番、22番、25番
- 2 土砂等の埋立て等を行う土地の面積  
7,883.47㎡
- 3 土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量  
20,105.98㎡
- 4 土砂等の埋立て等を行う期間  
令和2年4月1日から令和12年6月30日まで
- 5 管理責任者の氏名  
佐々木 芳明
- 6 許可の条件  
なし

（表示）

1 この処分に関するときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、閣地大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分に関するときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、審査請求を行った場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 建設残土受入れ価格：900円/m<sup>3</sup>（税別）

地域最安値



< お問い合わせ・ご注文 >

0225-87-3950

少量でも  
承ります！

RC材（RC-40）も販売しております。  
各種産業廃棄物の受入れも致しております。

### トミー・トランスポーター株式会社

Tommy・Transporter Co., Ltd.

### ●本社

宮城県東松島市高松字西風 71 番地

TEL：0225-87-3950

FAX：0225-87-3150

### ●東松島リサイクルセンター

TEL：0225-87-4007

FAX：0225-87-3150



『アクセス』本社・東松島リサイクルセンター  
三陸自動車道 鳴瀬奥松島 IC から5分！



お待ち  
しております！

<URL> <https://tommy-transporter.com>